

大阪府中央卸売市場業務規程等の改正(案)

事項		制度案	理由
1	売買取引の方法 (せり物品・割合)	・卸売業者が中央市場において行う卸売は、せり売、入札又は相対取引のいずれかによらなければならない。	・取引の柔軟性を高めるため。
2	相対取引の承認申請 (知事の承認)	・廃止	・取引の柔軟性を高めるため。
3	卸売開始時刻及び卸売終了時刻	・廃止	・取引の柔軟性を高めるため。
4	卸売開始時刻前の卸売の禁止	・廃止	・取引の柔軟性を高めるため。
5	卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止 (自己買受の禁止)	・卸売業者は、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けたときは、知事に報告しなければならない。	・取引の柔軟性を高めるため。
6	卸売業者の業務の規制 (知事の承認)	・卸売業者は、主たる供給区域内において小売等を行ったときは、知事に報告しなければならない。	・取引の柔軟性を高めるため。
7	仲卸業者の業務の規制 (知事の承認)	・仲卸業者は、主たる供給区域内において小売等を行ったときは、知事に報告しなければならない。	・取引の柔軟性を高めるため。
8	卸売業者の買受物品等の制限	・廃止	・取引の柔軟性を高めるため。
9	委託手数料の料率の届出等	・廃止	・取引の柔軟性を高めるため。
10	委託手数料の收受	・廃止	・取引の柔軟性を高めるため。
11	せり人の登録	・卸売業者からの届出に基づき、知事がせり人を登録する。	・公正な取引を確保するため。